

令和7年9月定例会一般質問

通告 1

質問 高病原性鳥インフルエンザ対策で安心できる営農を

答弁 正しい知識周知と調査拡充を求めてまいります

4 番 ながぶち 長 渕 ゆたか 豊 議員

【質問：長渕 豊 議員】

高病原性鳥インフルエンザ対策で安心できる営農をということで質問させていただきます。

アメリカの乳牛における高病原性鳥インフルエンザが、2024年3月25日、初報告があり、それ以来、2025年7月28日時点で17州1,077農場、また、人への感染も2024年4月以来、少なくとも66名の感染が報告され、2025年1月に1名の死亡が発表されています。



日本では乳牛に感染した事例はないものの、北海道においては哺乳類への感染死亡例が2022年、札幌市でキタキツネの死亡個体から2例、2024年、根室市、ゼニガタアザラシ2頭の死亡個体から、また、同年4月、根室市と浜中町のラッコ死亡個体4頭から、それぞれ感染が確認されています。

日本では徹底した対策のもと、乳牛への感染は確認されていませんが、現に北海道でも哺乳類への感染が確認されていることから、もう一歩進んだ対策が必要と考えます。

現状では、死亡している野鳥などの感染確認は10月から5月までとなっています。それ以外の期間においては、野鳥の種類にもよりますが、複数の死亡個体がない限り、ビニール袋に入れてきちんと封をして廃棄物として処理することとなっています。これは直ちに相談する必要があると考えられ、不安な場合には市町村、獣医師、家畜保健衛生所、または保健所に連絡することとなっています。実際に6月に報告しても廃棄物処理してくださいと言われ、その後も6月に3羽の野鳥の死亡例があり、農家の方も不安なので検査することができないものなのかと相談がありました。

現行の法においては、野鳥の種類にもよりますが、カラスの場合は5羽以上の死亡確認となっており、目につくところでの死亡確認には限界があると推察されます。また、路上での死亡個体については、責任の所在が、町、道、国になることから、なかなか処理され

ず他の動物に食べられ、もし感染した個体ならばリスクは高くなります。個人敷地や私道の場合は所有者が処理することとなっています。

このような背景から、中標津町の基幹産業である酪農業が脅かされるのではなく、安心して営農ができるように、死亡している野鳥の検査が期間を問わずできるような対策を検討していただきたいと思うのですが、町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：経済部長】

長渕議員御質問の高病原性鳥インフルエンザ対策で安心できる営農をにつきまして御答弁申し上げます。

高病原性鳥インフルエンザは、北海道内でも野生動物への感染が確認されていることは承知しております。本町では住民はもとより、基幹産業である酪農業が地域の生活及び経済の基盤を支える重要な役割を果たしており、安心して営農に取り組める環境の確保が必要だと考えております。

現在、渡り鳥が飛来する10月から翌年5月までは鳥インフルエンザ嚴重警戒期間に設定され、全国的に注意喚起が図られております。野鳥の死亡個体に関する検査につきましては、国立環境研究所によって通年で実施されており、鳥インフルエンザの検査対象となる死亡個体数は国により細かくマニュアル化されており、そのマニュアルに沿って対応しているところでございます。

しかしながら、農業者の皆様にとって不安が残る可能性があることも十分理解いたします。そのため、皆様に鳥インフルエンザについて正しく理解いただけるよう周知活動を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

【再質問：長渕 豊 議員】

再質問させていただきます。

法によりその域を越えられないことは分かりますけれども、野鳥の種類によって調査優先種からの検査となりますが、検査優先種は1番にはオオハクチョウやオジロワシ、ハヤブサなど19種があり、検査優先種2にはマガモ、フクロウなど8種があります。検査優先種3には、死亡野鳥を採食する種としてハシブトガラスやハシボソガラスが入っていますが、国内での感染事例が確認されていないことから重要視されておらず、その他の扱いとなっています。

しかし、酪農現場に1番近い雑食性の野鳥であり、しかも、近年酪農場のデントコーンの圃場などに多くの渡り鳥が飛来している現状を見て、中標津町として重要視し調査でき

るような体制をぜひ整えることは重要かと思います。

事が起きてからでは遅いので、ぜひもっと広く検査体制を整えるべきと考えますが、御答弁をお願いいたします。

【答弁：経済部長】

長渕議員の再質問に御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、当地域に多く生息しますハシブトガラス、ハシボソガラスにつきましては、現在、国内で感染事例が確認されていないことから、特別に重要視される措置は講じられておりません。

しかしながら、今後、感染事例が確認されていない種についても、酪農が基幹産業である地域特性を考慮した調査の拡充を進めるべく、根室振興局など関係機関に訴えてまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。以上です。